

一般社団法人 地盤優良事業者連合会「住あん会員」 会員規定

(種別)

第1条 一般社団法人地盤優良事業者連合会(以下地優連)は、株式会社住宅あんしん保証の地盤業者団体登録に当たって、正会員、賛助会員、特別会員とは別途に、地優連統一地盤判定基準を使用する「地優連住あん会員」(以下住あん会員)を設ける。

地優連住あん会員 地盤調査または地盤補強工事を営んでいて、地優連の目的に賛同する法人

(入会)

第2条 住あん会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 住あん会員は以下に記載する入会金及び会費を納入しなければならない。

入会金：3万円

会費：年額6万円

会費は事業年度開始前月に次期年度分を前払いすることとする。

(入会条件)

第4条 住あん会員の入会資格はNPO住宅地盤品質協会(以下住品協)正会員Aとし、かつ次の条件を満たすものとする。

- (1) 地盤調査(以下調査)、地盤補強工事(以下工事)に十分な技術力を有すこととし、次の条件を満たす。
 - ・技術責任者として住品協の「調査主任技士」及び「設計施工主任技士」の資格者が在籍していること
 - ・調査、工事に従事する現場管理者は住品協資格者(実務登録者以上)であること
- (2) 株式会社住宅あんしん保証に関する調査の解析・判定には、地優連統一地盤判定基準を使用する。
また、調査、工事の報告書には地優連が定めた書式を使用する。

(活動遵守事項)

第5条 住あん会員として活動する際に、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 技術責任者は定められた地優連技術者研修会に参加すること
- (2) 株式会社住宅あんしん保証に関する調査、工事の業務において、住品協基準書、地優連統一地盤判定基準及び他に地優連から指示された技術基準を遵守すること
- (3) 株式会社住宅あんしん保証に関する調査、工事の業務において、定められた活動報告をすること

(資格の喪失)

第6条 住あん会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 前第4条入会条件(1)に合致しなくなったとき
 - ・技術責任者になる住品協の資格者(調査主任技士及び設計施工主任技士)が不在となったとき
 - ・調査、工事に現場管理者(住品協資格実務登録者以上)に従事させられなくなったとき
- (2) 前第5条の活動遵守事項が守れなくなったとき
- (3) 退会届の提出をしたとき
- (4) 住あん会員である法人が、銀行取引停止、破産、会社更生、民事再生など倒産の状態となったとき
- (5) 正当な理由なく会費を期日までに納入せず、再納入要請に応じないとき
- (6) 除名されたとき

(除名)

第7条 住あん会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において過半数の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えることとする。

- (1) この会員規定等地優連の規定に違反したとき
- (2) 地優連の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(拠出金の不返還)

第8条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

平成28年12月12日理事会にて決定